

KULS ニュースレター No. 54

INDEX

— リーガルクリニックA 特集号 —

- リーガルクリニックAの開催について
- 徳之島見聞録
～離島法律相談クリニックに参加して～
- 受講者エッセイ

● 平成25年度 リーガルクリニックAの開催について ●

「地域に学び、地域に貢献する」という本学の理念を具現した科目である、リーガルクリニックA（司法過疎地における法律相談実習）を、2月7日から12日の5泊6日（うち初日と最終日の2泊は船中泊）の旅程で、徳之島の徳之島町、天城町、伊仙町を相談会場として実施しました。

本学による徳之島での法律相談は、一昨年来3回目であり、1月の広報の開始から寄せられた予約案件に加え、当日の飛び込み案件を含め、徳之島町役場で4件、天城町役場で11件、伊仙町で8件、合計23件の相談に対応しました。

参加学生は本学より6名。この科目を「リーガルクリニックⅡ」として共同開講科目としている九大法科大学院からの学生5名の学生が参加し、合計11名の学生が受講しました。教員として本学の松下良成教授、白鳥努教授、本木順也准教授、坂本正幸准教授、本田貴志講師、下村哲也講師の各弁護士、米田憲市教授、大野友也准教授、そして、九州大学法科大学院の七戸克彦教授（弁護士）が共同で指導にあたりました。プログラムの中では、徳之島町、天城町、伊仙町の各町役場の訪問や、徳之島簡易裁判所の施設を見学し、山本秋男書記官より地域の司法事情をお話しい

ただきました。今回は、昨年8月に徳之島町に法テラスの地方事務所が設置され、その効果なども注目されましたが、相談の中で様々な影響や反応を確認することができました。

また、海上の天候に恵まれず、往復ともに船が大きく揺れ、学生たちの船酔いはもちろん、帰路は強風で7メートルに及ぶ高波のために船自体が徳之島に寄港するかどうか直前の判断とされ、空路で帰還する教員も強風のための運休が心配される状況でした。こうした事情は、離島で生活する人々が日常として経験することであり、学生たちにとって「地域」を理解する契機となったことと思います。

この実習は、司法過疎地域の法サービスの実態調査の対象となっており、本学の中島宏教授、京都産業大学の草鹿晋一教授、弘前大学の飯考行准教授（現専修大学）、西日本短期大学の宇都義和准教授、下之菌優貴弁護士、山本太郎弁護士が参加され、法律相談の内容から、司法過疎地における法サービスの在り方についてまで、幅広くご助言、ご指導をいただきました。運営については、久木野大輔、牟田部佑子両事務補佐員のサポートにより、非常にスムーズな対応ができました。

徳之島まで、鹿児島新港からフェリーで片道15時間。学生たちは非常によく統制の取れた行動を通じて種々の困難を乗り越え、各先生方のご支援を得て、今年も充実したプログラムを展開できました。以下、草鹿先生の寄稿と受講学生のエッセイを紹介します。



（徳之島簡易裁判所で山本書記官から島の司法状況を伺いました。）

● 徳之島見聞録

～離島法律相談クリニックに参加して～ ●

今年の鹿児島大学離島法律相談クリニックは2月8日から11日までの日程（現地）で、徳之島の3つの町を対象に実施された。6回目のクリニック参加になるが、毎回新しい発見がある。今回は折からの南岸低気圧が日本列島を襲い、全国的に大荒れの天気の中、実施されたため、航空便は大幅に乱れ、時間通りに到着できない人が続出した。船便も、往路は大波で揺れまくり、復路も船が接岸できないのもう1泊か？という状況であった。滞在中も徳之島にしては寒く、風も強く、時折雨の降る気候であったが、そのような悪天候の中、開催された今回のクリニックで印象に残ったことが3つある。

1つ目は受講者についてである。例年いても数人であった九州大学法科大学院生が、今年は鹿児島大学法科大学院生とほぼ同数参加しており、これが滞在中どのように影響するかと見ていたが、受講者のチームワークは良く、リーダー格の学生のもと、テキパキと行動していたので非常に好感が持てた。特に受付待機中も弛むことなく、相談者に対してもスムーズかつ気持ちの良い対応をしており、感心した。また、検討会では、時系列や人間関係の整理が十分でなかったり、法的な詰めが甘い者がいたりしたが、概ね事実関係の把握に意を注いだ詳細な報告がなされており、受講者の意識の高さを感じた。

2つ目は、相談会場ごとの受付数にばらつきがあったことである。伊仙町と天城町の会場は、そこそこの相談数であり、また、当日の飛び込み相談もあったようだが、徳之島町の会場は、例年と比べて相談数が少なかったように思う。これは、徳之島町に法テラスの地方事務所が開設し、スタッフ弁護士が常駐するようになったことの影響ではないかと思われたが、相談後のアンケートや関係者からの聞き取りによると、法テラスの評価にかなりばらつきがあるようだ。この点については引続き調査する必要があるかもしれない。

3つ目は、相談内容についてである。2つ目と関連するが、例年と比べると、すでに他で相談した上で、セカンドオピニオンとしてクリニックに相談する者が増えたように思う。法テラススタッフ弁護士の他に、他の地域の弁護士のアクセスもあり、以前環境は改善しているものの、必ずしも丁寧な対応がなされているとはいえない事例もあった。今後も注目する必要がある。

継続は力也、10年間、実務家教員の他、OBを中心とする若手弁護士のサポートを得て、恵まれた環境で実施されている当クリニックを羨ましく思う。

草鹿 晋一（京都産業大学 教授）



（会場の片隅で。六法片手に議論中？）

● 受講者 エッセイ ●

舞田 純子 さん

平成25年度のリーガルクリニックAの実習先は、徳之島であった。徳之島島民が島外に出るための足は、フェリーである。ということで、私たち学生も、鹿児島新港から亀徳新港間をフェリーで約15時間、492kmの海路に行くこととなった。天候に恵まれず、行きも帰りも高波に揺られ恐ろしい思いをした道程であったが、これが多くの島民のおかれている状況なのかと、不便を強いられる離島生活の一部を垣間みた気がした。例えば、徳之島3日目の簡易裁判所での研修で伺った、書記官のお話では、離島内事件において徳之

島簡易裁判所へ出頭する際、沖永良部島や与論島の島民はフェリーを利用するため2泊3日を要することや、当事者同士が同じ船に乗り合わせざるを得ない状況を教えて頂いた。フェリーを利用する場合、約15時間もの長時間の移動はただでさえ体力的に非常にきつい移動手段である。その上、精神的な負担を強いるほかない、離島の司法アクセスの不便さの一部を、今回の船旅で身をもって体験することとなった。

今回の実習中、最も厳しい、しかしながら振り返ってみれば何とも贅沢で有意義であったのが、相談会2日間中に行われた、事案の報告会であった。今回の法律相談では2日間で、学生はそれぞれ1～2の案件を主担当とすることが出来た。そのそれぞれの案件についての報告を行うのであるが、緊張と焦りの中臨んだ法律相談の、内容を詳細に記し、また、助言内容や事案の展望、法律問題としての留意点等の報告書にまとめるのには各自大変な苦労を要した。そして、報告の際には、研究者や弁護士による法的質問が厳しく寄せられ、それぞれが、事案の把握やまとめ不足、また、自身の知識不足等それぞれの課題に直面させられ、精神的にもきつい場面であった。しかしながら、どの指摘も、法的議論として非常に興味深いものであり、また、普段接することのない、他大学の先生から教えて頂ける滅多にない機会であったと、後になりしみじみ有り難く思う体験であった。

そして今回最も勉強になったのが、同席させて頂いた松下先生の法律相談であった。法的思考力だけではない、リーガルカウンセリングとも言えるべき相談を相談者と一緒に伺うことが出来、非常に感銘を受けたとともに、私自身が目指す弁護士像というものを明確に教えて頂けた。この一点だけでも今回の実習にいった甲斐があったと非常に有り難く思う。実務家の先生方が口を揃えて、実際に弁護士として働く中で、他の弁護士の法律相談に立ち会ったり、事案報告という形で検討する機会はないため、本校のリーガルクリニックは勉強になりとても有意義だとおっしゃっていたが、それを、学生のうちに体験するチャンスに恵まれ鹿児島大学の学生であることを誇らしく思った。

古賀 健矢 さん（九州大学）

リーガルクリニックⅡは単なる離島法律相談実習をする科目ではない。離島で法律相談をしての感想は、他の方のエッセイで十分に触れられると思われるので、ここでは離島で法律相談実習をすること以外についての本科目の特性を述べたいと思う。

まず、本科目は他の法科大学院生と触れ合える貴重な機会である。それも、合宿という形式で行われるため、密に触れ合えることから、単純な法科大学院間の懇親会とは一線を画する（ただし、弁護士や教員が部屋に乗り込んでくるため完全に自由ではない）。また、実習においては、他の法科大学院生と同一の目的をもって現実に共同作業を行うことができる。モニターを通した連携講義では味わえない経験である。

また、大勢の弁護士や法科大学院の教員とも触れ合うことができる。本科目に限らず、弁護士や教員と個別に触れ合う機会はあるが、本科目においては大勢の弁護士や教員が一堂に会して、互いに意見を言い合うのである。このような機会は他の科目ではほぼあり得ない。それぞれ違う考えを持った門家と同時に触れ合うことができるというのは、いわゆる合同企業説明会みたいなものであり、エクスターンシップ等の他の科目とは違った観点で、将来自分が専門家になる上で埋めなければならない現実と専門家に対するイメージとのギャップのすり合わせをすることができる。

そして、自分が担当した法律相談に対して、専門家の意見を聴くことができる（厳密には、聴きたくなくても聴かなければならない）。ここで重要なのは、一緒に相談を担当した弁護士以外の専門家から意見を貰えるということである。弁護士と共に法律相談を受け、それに対してその弁護士から意見を貰うことは本科目でなくても経験する機会はあるが、相談に全く関わらなかった弁護士や教員から意見を貰う機会があるのは本科目でしかあり得ないのではないかと（むしろ、一緒に相談を受けた弁護士は意見に答えるサポートをしてくれる）。

以上のように、単に離島で法律相談をするだけがリーガルクリニックⅡの意義ではない。これらの特性が学生にとって良いものと考え

るか否かは人それぞれであるが、私自身はリーガルクリニックⅡを履修して良かったと考えている。



（受付を行いつつ、相談内容を再確認）

後藤 寛 さん

私は2日間の法律相談で2件の事案を担当させていただきました。ホームベースとした宿舎は島の東端の徳之島町にありましたが、私達の班は2日間とも島の南端の天城町、西端の伊仙町と、それぞれレンタカーで30～40分ほどかかる場所を担当することになり、移動の過程そのものでも、島の生活に触れることができました。たとえば、島を走っている車のほぼ9割が軽自動車であり、それが軽トラ等の作業車に限られないのがよくある田舎の風景とは異なることや、島の一般的な住宅の建築様式は平屋造や陸屋根コンクリート造が多く、台風被害が甚大となりやすい沖縄に極めてよく似ていることなどです。

そして、肝心の法律相談ですが、私自身は不思議と事前により緊張感を感じていませんでした。これは、おそらく私が前職でたくさんの方にインタビューするような仕事をしていたことも関係するかもしれませんが、割り振られた2件の相談内容が、幸運にも比較的多くの事前情報を含むものであり、それなりに準備出来ていたつもりになっていたことが大きかったようにも思います。

しかし、生身の人間相手の実際の相談は、やはりそんなに簡単ではありませんでした。まず、事前に得ていた情報と実際の相談内容が異なることなど当たり前で、その場で相談内容がどんどん追加されることもまた当たり前という状態だったのです。しかも、相談者の方が話してくださる内容から、何が法的に意味のある事項かを判断してその場で抽出することがとても難しく、日頃、いかに自分

達がいかに料理して並べられた「教室事例」にばかり触れていたかを痛感させられることとなりました。

そんなこんなで冷や汗たらたら、横に座ってらっしゃる弁護士の先生方に助けられながら、何とかその場を乗り切ったのは、プロとしての相談技法の巧みさはもとより、先生方の豊富な経験に裏打ちされた“人間力のすごみ”のようなものでした。相談者の方は、たしかに法律相談をしに会場まで来られています。しかしながら、相談者の方が会場まで抱えてこられたのは、たまたま法律問題という切り口をもった“人生の悩み”なのだ、という、ある意味当然のことに、あらためて強く気付かされたのです。特に、徳之島のような人間関係が密で狭いコミュニティでは、時には法律通りに物事が運ばないケースも多々あります。でも、先生方は必ずしもそれを悪いこととはせずに、当事者の立場で考え抜いてそれがベストであると判断すれば、堂々と“法律通りではない”アドバイスをされるのです。私が書いたこの字面だけみれば、そんなのよくある話だねえ、と思われるかもしれませんが、実際、私もそう思っていました。しかし、実際の法律相談の現場において、先生方が当事者に共感しながら生の悩みと格闘し、その上でそのような結論に至る、という“過程”を目撃できたことが私にとって衝撃的だったのです。その意味で、今回の実習は法律家という仕事の意味を確認することができ、私にとって大変有意義なものとなりました。今はせちがらい世の中で、このような授業をロースクールで必修とすること自体に賛否両論あるかもしれませんが、しかし、今回の実習で得た私の価値ある経験は、ロースクールで学ぶことならではの醍醐味であることは間違いないと断言できます。

